

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【労働政策研究・研修機構】

○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22.12.7閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

○独立行政法人整理合理化計画（H19.12.24閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※1 様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10月8日現在の所管省庁の提出資料による。

※2 様式2で灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	厚生労働省
法人名	労働政策研究・研修機構

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○ 政府出資金(一般勘定及び雇用勘定における不要資産(336,746千円))については、平成23年9月22日付で国庫納付を行った。</p> <p>● 政府出資金(借上宿舍の敷金)について検証し、不要と認められるもの(3,470千円)については、平成24年12月10日付で国庫納付を行った。同理由により、平成24年度分(金額精査中)について、平成25年度中に国庫納付することとしている。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>該当なし(労働大学校の国への移管については、今般の独立行政法人改革における組織の見直しの議論を踏まえて検討)。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>● 有効活用を図る観点から、平成23年度より知的財産権の管理を行う部署を一元化し、機構の保有する商標権等について管理体制の強化を図った。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 霞が関事務所について、平成22年12月をもって廃止した。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>○ 同上</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>該当なし。</p>

○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。

- 労働大学校の施設の有効活用を図るため、以下の取組を新たに実施した。
 - ① 平成23年5月から、厚生労働省と文部科学省が連携して実施している東日本大震災により被災した新卒者などの首都圏における就職活動支援に協力するため、就職活動のために宿泊が必要な被災学生等を対象に、労働大学校の宿泊施設の一部を無料で提供し、さらに、受講希望の宿泊者に対し、研修及び研究を通じて得られた知見を活用して、就職支援のためのセミナーを実施(24年度で終了)。
 - ② 厚生労働省が実施する被災した新卒者向けの就職面接会についても、労働大学校の施設の一部を会場・宿泊施設として提供(23年度)。
 - (23年度の実績)
 - 宿泊者数:延べ321人、857人泊(*を含む。)
 - セミナー:16回実施(延べ143人受講)
 - 就職面接会:4回実施(延べ238人参加、732人泊*)
 - (24年度の実績)
 - 宿泊者数:延べ178人、261泊
 - セミナー:2回実施(延べ2人受講)
 - ③ 厚生労働省行政担当職員以外の研修に対して施設の貸出を実施。

3. 取引関係の見直し
① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

- 「随意契約等見直し計画(平成22年4月策定)」に基づき、随意契約によることが真に止むを得ないもの以外について一般競争入札へ移行すべく取組を行ったところ、競争性のない随意契約が目標の18件に対し平成22年度のフォローアップベースでは17件と、既に目標を達成。
(平成22年度:実契約金額ベース(単位:円))
一般競争入札等 466,574,384円(77.2%)、競争性のない随意契約 119,739,442円(19.8%)
(平成22年度:実契約件数ベース(単位:件))
一般競争入札等 70件(76.9%)、競争性のない随意契約 21件(23.1%)
- 平成23年度のフォローアップベースでは14件であり、引き続き目標を達成。
(平成23年度:実契約金額ベース(単位:円))
一般競争入札等 563,741,664円(88.4%)、競争性のない随意契約 74,239,251円(11.6%)
(平成23年度:実契約件数ベース(単位:件))
一般競争入札等 76件(77.6%)、競争性のない随意契約 22件(22.4%)
- 平成24年度のフォローアップベースでは15件であり、引き続き目標を達成。
(平成24年度:実契約金額ベース(単位:円))
一般競争入札等 718,631,765円(87.7%)、競争性のない随意契約 100,919,116円(12.3%)
(平成24年度:実契約件数ベース(単位:件))
一般競争入札等 81件(73.6%)、競争性のない随意契約 29件(26.4%)
- 今後も契約監視委員会の意見等を踏まえ、一般競争入札への移行や、契約の必要性の精査の取組を行うこととする。
- 一者応札・応募となった契約については、入札説明書を受け取りに来た業者で、その後入札参加の辞退を申し出てきた業者に対して辞退理由の聴取を行い、その辞退理由が、入札の参加要件や入札までの期間等の問題であった場合、改善のできる事項を次回の入札に反映させるようにしている。入札公告の期間については22年度から、従前の休日を含めて10日間であったものを、営業日で12日間としており、さらに公示期間終了から入札日までの期間を1週間程度を目安に長くすることで、入札までの業者側の準備ができないことを理由とする辞退を減らす工夫をしている。

- 機構において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、機構のホームページに公表した。

② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>● 「独立行政法人の契約状況の点検・見直し」(平成23年6月3日付け事務連絡)に基づき、一般競争入札等において、機構ホームページ等に掲示する入札公告に、入札により契約相手方として決定した法人に対して、機構OBの再就職の有無を確認する旨を記載し、入札後の契約の段階で再就職の実態があると回答した法人に対しては、財務諸表の提出を求め、年間における機構との取引額が、当該法人の年間の売上高の相当数を占めると判断された場合は、機構ホームページ上で公表するなどの対応を行うこととしている。</p> <p>ホームページ・入札公告での掲載状況は別添参照。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>● 従前は3種類の定期刊行物についてそれぞれ入札を行い、不定期に出される研究報告書の類は、その都度随意契約で発送を委託していたが、平成22年度に、発送関係業務の一元化に取り組み、これらをまとめて入札を行った結果、年間の経費は前年度に比べ、927千円の削減効果があった。さらに、平成23年度まで個別に入札をかけて業者を選定していた業務用プリンターの保守と消耗品の単価契約を、機器をリプレースするにあたり一括で競争入札にかけたところ、消耗品の年間経費で361千円の経費削減となった。また、価格調査にあたっては、物価資料だけでなく、できるかぎり国や他の独立行政法人の購入実績を確認し、適正価格の把握に努めている。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>● 労働大学の施設の管理運営業務について、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づき、民間競争入札を実施した(平成21年度から3年間の契約期間)。なお、平成24年度及び25年度については、独立行政法人の組織の見直しの関係もあり、民間競争入札は実施していないものの、平成21年度から23年度まで実施した民間競争入札の実績を踏まえ、管理運営業務を一括して一般競争入札を行い、業者を選定している。</p>

<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>● 平成23年4月に公表された「公共サービス改革プログラム」に基づき、競争性・透明性の確保など、調達の改善等に取り組んでいる。平成24年度においては消耗品等の共同調達や競り下げの実施について、国等による競り下げの試行実施の結果も踏まえつつ適用を検討したが、両件ともそれに適した案件が見受けられなかったことにより実施には至らなかった。引き続き検討を続けていく。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>● 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講じている。</p> <p>平成24年5月から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員の本俸の引下げを実施した(平均▲0.5%)。 ・役員の報酬について、本俸・期末手当・勤勉手当等の減額を実施した(平成26年3月までの間、▲9.77%)。 <p>※平成23年4月からの較差相当分は、平成24年6月期の期末手当で調整</p> <p>平成24年6月から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の本俸の引下げを実施した(平均▲0.23%)。 ・職員の給与について、本俸等の減額を以下のとおり実施した(平成26年3月までの間)。 <p>※平成23年4月からの較差相当分は、平成24年6月期の期末手当で調整</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 本俸(行(一)相当職員) <ul style="list-style-type: none"> ※その他の俸給表適用職員については、これに準じた支給減額率 1級(国の7級以上相当) ▲9.77% 2級～4級(国の3級～6級相当) ▲7.77% 5級～6級(国の1級～2級相当) ▲4.77% ② 職務手当 一律▲10% ③ 特別都市手当等の本俸に連動する手当(期末手当及び勤勉手当を除く)の月額 は、減額後の本俸等の月額により算出 ④ 期末手当・勤勉手当 一律▲9.77%
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>● 平成24年度のラスパイレズ指数(年齢・地域・学歴勘案)については、事務職が99.8(前年度101.3)、研究職が93.2(前年度97.2)と、国家公務員よりも低い水準となっている。</p> <p>当機構の職員数は少数であることから、給与水準は国家公務員の人事交流により影響が生じやすいため、引き続き給与等を勘案した人事配置を国に要請するとともに、今後も国家公務員の給与水準の見直しを踏まえることにより、年齢・地域・学歴勘案指数で国家公務員と同程度の給与水準(100程度)を維持できるよう努めていく。</p>

<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>● 左記イ)の措置を講ずるとともに、機構及び厚労省のホームページに公開し、総務大臣に報告した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>● 機構の理事長・理事及び監事等の報酬については、役員報酬規程のほか、毎年度の報酬及び退職手当の支給状況をホームページで公表している。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>● 役職員の給与水準の妥当性等に留意した監査を行うため、期末監査(毎年度5月に実施)において、該当部門から給与水準の国家公務員との比較、職務手当の支給者数と比率、超過勤務実績、給与簿・基準給与簿等の書類を提出させた上で監査を実施するなど、給与水準の妥当性について、引き続き厳格なチェックを実施している。</p> <p>● 評価委員会においても、職種別の職員給与の支給状況や、年齢・職位別の給与水準、総人件費改革の推進状況等を資料として提出した上で、給与水準の妥当性を評価していただいている。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>● 簡素な管理部門、効率的な運営体制の確保を図るため、各部門の所掌事務の見直し等を実施した上で、平成23年度において管理部門の職員数を4名削減した。また、平成24年度においては、専任職員のない課を削減した。</p> <p>● 経費節減に関する効率化目標については、第3期中期目標期間(平成24年度～平成28年度)において、一般管理費で15%以上、業務経費で5%以上の削減を図ることとしている。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>● 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については国家公務員に準じたものとなるように、これまでも見直しを続けてきており、平成23年度より互助組織の事業主負担分を全廃したほか、健康保険料の負担割合の見直しを実施した(平成23年4月分より保険料を労使折半に変更)。</p> <p>● また、職員宿舎(借上)については、平成26年度末までの廃止を決定している。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>● 第3期中期計画の策定に当たっては、事業・予算体系及び業務運営に関する具体的方針等についての検討を行うなど、より効率的・効果的な事務・事業の実施のための取組を積極的に推進した。なお、事業費等の合理化については、平成24年度の予算実施計画に適切に反映した(統計解析ソフトの契約見直し(△3,203千円)、運用支援・ヘルプデスク等業務の調達方法の変更(△7,967千円)等)。</p> <p>引き続き、業者側との値引き交渉(△1,330千円)等、経費の削減に取り組んでいる。</p>

<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>● コンプライアンス体制については、従来から理事長をトップとするコンプライアンス経営推進の中核機関として、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの推進に努めている。(コンプライアンス委員会においては、チェックリストに基づく評価・点検を定期的(原則四半期ごと)に実施しているほか、コンプライアンス研修の計画的実施にも取り組んでいるところ。)</p> <p>コンプライアンス委員会のほかに、①経営の重要方針の協議等を行う経営会議、②監事監査、③内部監査、④会計監査人による監査、⑤外部評価機関である総合評価諮問会議、⑥随意契約審査委員会、⑦契約監査委員会等のコンプライアンスの確保を推進するための体制を整備している。</p> <p>● 平成24年度には理事長直轄の組織として、新たに内部統制推進室を設置し、内部統制基本方針の策定、コンプライアンス委員会の運営、内部監査の実施など、従来のコンプライアンス経営推進を含めて内部統制のための仕組みを充実・強化した。また、平成24年11月に内部監査業務を的確に実施するための研修を担当職員が受講した。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>● 労働教育講座について、更なる自己収入の増加を目的として、受講生への負担を配慮しつつ、受講料についての見直しを行い、平成23年度より受講料を5~10%引き上げた。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>● 平成23年7月、平成24年6月に実施した労働政策フォーラムについて日本学術会議との共催で実施するなど、国費の削減に努めている(平成25年7月13日にも実施予定)。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ 平成23年度から、書籍販売サイトを活用した販路拡大等を図っており、第3期中期目標期間(平成24年度~平成28年度)においても、自己収入について、出版物等の成果物の販売促進等を積極的に実施し、平成22年度と比較して10%程度の拡大に努めることとしている。</p> <p>平成24年度の業務収入の実績:51,626千円(対22年度比7.4%の増)</p> <p>● 有効活用を図る観点から、平成23年度より知的財産権の管理を行う部署を一元化し、機構の保有する商標権等について管理体制の強化を図った。(再掲)</p>

6. 事業の審査、評価

○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。

- 機構においては、外部評価委員会として、
 - ① 労使関係者や学識経験者から構成される「総合評価諮問会議」、
 - ② 労働分野に係る高度な学識を持つ外部専門家から構成される「リサーチ・アドバイザー一部会」（総合評価諮問会議の部会として設置）、
 を設置している（法人設立時～）。

（評価の仕組み）

研究計画及び研究成果の評価については、「リサーチ・アドバイザー一部会」で1次的な外部評価を実施した後、その評価結果を親部会である「総合評価諮問会議」で再度チェックを行う仕組みをとっており、こうした重層的な外部評価体制を構築することにより、専門・学問的な見地のみならず、関係労使の見地も踏まえた多面的な研究評価を行い、適正な業務運営の確保に努めている。

（評価対象）

総合評価諮問会議：機構の業務全般（中期計画、年度計画の事前評価及び業務実績の評価）

リサーチ・アドバイザー一部会：研究計画及び研究成果

（委員）→詳細は別添参照

総合評価諮問会議：神代和俊（横浜国立大学名誉教授）会長ほか計12名

リサーチ・アドバイザー一部会：神代和俊部会長ほか計15名

○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時（事前）、実施時（中間）、終了時（事後）の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

- リサーチ・アドバイザー一部会では、研究計画及び研究成果について評価を行ってきたが、第3期中期目標期間（平成24年度～平成28年度）においては、研究テーマごとに研究内容等についての事前・中間・事後の評価を行い、中間段階で成果が期待できないと評価されたテーマは廃止することとし、評価結果をHPで公表することとしている。なお、平成22、23年度は、事前・中間評価について試行的に実施し、研究内容等について適切との評価を受けている。

また、平成23年度に第3期プロジェクト研究（サブテーマ）の事前評価を行うとともに、24年度には中間評価を実施した。いずれも研究計画は「概ね妥当」との評価を得ている。

- 総合評価諮問会議では、平成23年度において、新成長戦略に資するよう配慮すべき、震災への対応に積極的に取り組むべき、高い経済成長下にあるアジア諸国に関する調査・情報収集を強化すべきとの意見を受け、翌年度の年度計画に反映させるなど、事業実施に適切に反映させている。また、平成24年度には、多様で複雑な課題をつなげて政策的インプリケーションを提示すべきとの意見を受け、政策論点レポートの作成等に反映させている。

No.	42	所管	厚生労働省	法人名	労働政策研究・研修機構
-----	----	----	-------	-----	-------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 労働政策研究、情報の収集・整理	総合的職業情報データベース（キャリアマトリックス）の廃止	23年度から実施	総合的職業情報データベース（キャリアマトリックス）業務を廃止する。	1a	平成23年3月末をもって廃止した。	措置済み
	労働政策に資する研究テーマへの重点化、業務の縮減	23年度から実施	労働政策研究業務については、民間企業、大学等の政策研究機関における研究との重複排除の観点から、労働政策に貢献する内容に重点化するとともに、自主研究を厳選することで、研究の効率化を図り業務を縮減する。	2a	<p>研究テーマの策定に当たって、以下の取組を行うことなどにより、労働政策に貢献する内容の研究に重点化するとともに、民間の研究機関における研究との重複排除を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハイレベル会合（厚生省と機構幹部との会合）における議論などを通じて、厚生労働省との密接な連携の下に、労働政策の立案に貢献するという観点から研究テーマを厳選して実施。 ・労働問題の各分野において高度な学識を持つ外部専門家により構成されるリサーチ・アドバイザー部会や、外部の労使及び学識経験者により構成される総合評価諮問会議において、研究の必要性や他の研究との重複排除等の観点から研究テーマの適正性について確認を実施。 <p>また、これらの取組を行うことなどにより、研究の効率化を図り、平成23年度において業務の縮減（△40,706千円（平成22年度予算比））を行った。</p> <p>なお、自主研究については、廃止済みである。</p> <p>第3期中期目標期間（平成24年度～平成28年度）においても、上記の取組を継続するとともに、以下の取組を行うことなどにより、調査研究の重複を排除するとともに、厚生労働省の労働政策の企画立案及び推進に資する質の高い調査研究に一層重点化することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省の緊急の政策ニーズに迅速・的確に対応するための緊急調査の本格実施 ・厚生労働省側の研究担当者の登録制を導入し、連携を強化 ・調査研究成果の労働政策への貢献度合いや、成果の普及状況に関する指標を新たに設定、結果を国民に公表 ・調査研究テーマごとに具体的な利用目的を明確にし、調査研究の事前・中間・事後の各段階において、外部評価委員会を活用した厳格な評価を実施 <p>また、平成24年度においても引き続き業務全体の縮減を図るとともに、政社委による勧告の方向性等も踏まえ、政策研究事業へ重点化することにより、業務経費の縮減（△7,280千円（平成23年度予算比））を図った。平成25年度についても、業務経費の縮減（△5,935千円（平成24年度予算比））を図っている。</p>	引き続き、研究の効率化を図り業務縮減に努める。
02 成果普及等	一部業務の廃止及び縮減	23年度から実施	高校生への就職関係副読本及び労働関係図書・論文表彰の賞金を廃止する。また、その他の業務についても、労働教育講座に係る委託業務の廃止、報告書等の印刷数削減、配布先削減等により、業務の縮減を図る。	2a	高校生への就職関係副読本及び労働関係図書・論文表彰の賞金については、平成22年度中に廃止した。また、その他の業務についても平成23年度において労働教育講座に係る委託業務の廃止、報告書等の印刷数削減、配布先削減等を行うことにより、業務の縮減（△39,346千円（平成22年度予算比））を行った。平成24年度においても、さらなる業務効率化により業務経費の縮減（△17,334千円（平成23年度予算比））を図った。平成25年度についても、業務経費の縮減（△1,312千円（平成24年度予算比））を図っている。	引き続き、業務効率化に努める。
	出版物等の販売促進	23年度から実施	例えば、出版物等の成果物の販売促進等については、前年度比で1割以上販売を増加するなどの目標を設定し、自己収入の拡大に努める。	2a	出版物等の成果物の販売促進等については、平成23年度から、書籍販売サイトを活用した販路拡大等を図っており、第3期中期目標期間（平成24年度～平成28年度）においても、自己収入について、出版物等の成果物の販売促進等を積極的に実施し、平成22年度と比較して10%程度の拡大に努めることとしている。	引き続き、成果物の販売促進等を図り自己収入拡大に努める。
03 労働行政担当職員研修（労働大学校）	事業規模は縮減した上で、国が実施	23年度以降実施	労働大学校については、研修の質の維持向上を図りつつ、規模を縮減の上、国が実施する。その際、都道府県労働局で実施可能な研修については、都道府県労働局に移管する。	2a	<p>労働大学校については、引き続き、厚生省の要望や行政ニーズを踏まえ、科目内容の見直しや研修コースの改廃等を行い、平成24年度において「若年者雇用対策担当者研修」の新設を行うなど、研修の質の維持向上を図っている。また、平成23年度に都道府県労働局に移管した研修が円滑に実施されるための技術的なサポートとして、労働政策研究の成果及び労働大学校の研修ノウハウを活用した地方研修用のテキスト開発を行っている。</p> <p>* 地方研修支援のために開発されたテキストは累計で6種類（平成25年7月1日現在。同23年度に2種類、同24年度に4種類を開発）</p> <p>労働大学校の国への移管については、今般の独立行政法人改革における組織の見直しの議論を踏まえて検討する。</p>	引き続き、研修の質の維持向上に努める。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
04	不要資産の国庫返納	政府出資金	23年度中に実施	一般勘定及び雇用勘定における不要資産（約3億円）を国庫納付する。	1a	政府出資金（一般勘定及び雇用勘定における不要資産（336,746千円））については、平成23年9月22日付で国庫納付を行った。	措置済み
05	事務所等の見直し	霞ヶ関事務所	22年度中に実施	霞ヶ関事務所を廃止する。	1a	平成22年12月をもって廃止した。	措置済み
06	保有資産の見直し	労働行政担当職員研修（労働大学校）に係る土地建物の国庫納付	23年度以降実施	労働行政担当職員研修（労働大学校）に係る土地建物については、労働大学校の国への移管に併せて国庫納付する。	2a	03と同じ。	03と同じ。